

## 二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目 的)

第2条 補助金は、市町村が実施する空き家実態調査事業及びサテライトオフィス整備モデル事業に要する経費に対し、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することにより、山梨県の定住人口確保に繋げることを目的とする。

### (定 義)

第3条 この要綱における空き家実態調査事業及びサテライトオフィス整備モデル事業の定義は次の各号に定めるものとする。

- (1) 空き家実態調査事業とは、市町村が運営する空き家バンクを充実させるために、市町村に所在する空き家の掘り起こしと所有者の特定を行う事業をいう。
- (2) サテライトオフィス整備モデル事業とは、県内への移住・二地域居住を促進するために、市町村が空き家等を改修し、県外に事務所を有する事業者・団体・個人が事務所又は営業所として活用できる施設に整備する事業をいう。

### (交付の対象及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

### (交付決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条の規定により補助金の交付決定のあった市町村（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。

（補助事業遅延等の報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは第6条の規定による廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに事業実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

2 補助事業者は、前項ただし書き規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（処分の制限）

第12条 補助事業者は、当該事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産（以下「取得財産等」という。）については、次項に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具

2 財産処分制限期間は、国土交通省の小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日建設省住整発第46号）第12第2項第4号により10年とする。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）第1条第1項第1号において10年未満のものは、同号に定める年数とする。

3 第1項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する額を返還させるものとする。

(書類の保管)

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年 7月 7日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年 3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 交付の対象及び補助率

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
空き家実態調査事業	空き家実態調査に要する経費 1 委託費 2 その他 (その他補助事業実施のために必要な経費)	当該経費の1/4以内 (ただし、1地区当たり250千円を上限とする)	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合
サテライトオフィス整備モデル事業	サテライトオフィスの整備に要する経費 1 委託費(設計等) 2 工事費 3 公有財産購入費 (用地費を除く)	当該経費の1/4以内 (ただし、1施設当たり2,500千円を上限とする)	2 補助事業の目的の達成に支障を来たさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
<ul style="list-style-type: none"><li>・サテライトオフィスとは、県外に事務所を有する事業者・団体・個人が、県内の空き家等を、事務所又は営業所として活用するものをいう。</li><li>・サテライトオフィス整備モデル事業の対象物件は、サテライトオフィスとして利用することを目的に市町村が取得し又は10年以上の契約期間により借り受けた空き家等とする。</li></ul>			

(様式第1号)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金交付申請書

平成 年度において、次のとおり事業を実施したいので、二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金交付要綱第4条に基づき、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

2 事業の計画（又は実績）

(1) 空き家実態調査事業

事業内容	
実施日程	(開始(予定)日)  (完了(予定)日)
実施(予定)場所	

(2) サテライトオフィス整備モデル事業

事業主体	事業内容			施工計画（又は実績）			備考
	整備内容	事業量	施工場所	着工（予定） 年月日	竣工（予定） 年月日	施工方法	

3 経費区分

(1) 空き家実態調査事業

区分	総事業費 (A+B+C)	国交付金 (A)	県補助金 (B)	市町村費 (C)	備考
委託費	(円)	(円)	(円)	(円)	
その他					
合計					

(2) サテライトオフィス整備モデル事業

区分	総事業費 (A+B+C)	国交付金 (A)	県補助金 (B)	市町村費 (C)	備考
委託費	(円)	(円)	(円)	(円)	
工事費					
公有財産購入費					
その他					
合計					

※その他必要な書類を添付すること（必要に応じて県が指定する書類）

(様式第2号)

番 号  
平成 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

平成 年度二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった 事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
    - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

## 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
  - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
  - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
  - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
  - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は平成 年 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第3号)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(補助事業者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金については、同補助金交付要綱第7条の規定に基づき次のとおり変更し[金 円の追加交付(減額承認)を受け]たいので、関係書類を添えて申請します。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

(注) 金額の変更のない場合は[ ]の部分を除くこと。

## 1 変更の理由

## 2 変更の内容

[様式第1号を準用し、変更前と変更後の事業の内容及び経費の配分が比較対照できるよう、変更前を( )書きで上段に、変更後を下段に2段書きとすること。]



(様式第4号)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(補助事業者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金  
に係る事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった二地域居住  
・移住マッチング推進事業費補助金に係る補助事業を、次の理由により中止（廃止）し  
たいので、同補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の期間

(様式第5号)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(補助事業者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金  
に係る補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった二地域居住  
・移住マッチング推進事業費補助金について、次のとおり遅延等がありましたので、同  
補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業遂行及び完了の予定

注) 理由書を添付すること。

(様式第6号)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(補助事業者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金について、次のとおり事業を実施しましたので、同補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を報告します。

(注) 記載事項については、様式第1号(交付申請書)に準ずる。  
ただし、添付書類については、申請時以降変更のない場合は省略できる。

(様式第7号)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(補助事業者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金について、次のとおり概算払により交付されたいので、同補助金交付要綱第11条第2項に基づき請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額①	既概算交付 額②	差引額 ①－②＝③	今回概算 請求額④	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払方法

- (1) 現金 指定金融機関名 \_\_\_\_\_
- (2) 口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別 (当座・普通)  
口座名 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

(様式第8号)

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(補助事業者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第12条第3項に基づき申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類